

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

TAINS最新事情

～新しい税務調査手続の構築に向けて～



朝倉 洋子 [目黒]

はじめに

TAINS解体新書は、平成20年4月号の「東京税理士界」に掲載されてから、既に5年の歳月が過ぎました。

この間、税理士に役立つデータベースとして、数多くの最新判決や非公開裁判を紹介するほか、税務調査を中心とする内部通達やQ&A、内部研修資料なども紹介してまいりました。

今回も、最新判決のほかに、国税通則法の改正に伴い、本年1月からガラリと変わった税務調査・理由附記に関する詳細をお伝えいたします。

I 最新判決

1. 外れ馬券事件

本年5月23日、税務会計フォーラムに「外れ馬券を必要経費に算入して執行猶予2年の有罪判決」と速報したこの事件は、競馬の払戻金を一切申告せず、約5億7000万円を脱税したとして、所得税法違反罪に問われた元会社員の男に対し、大阪地裁が23日、懲役2月、執行猶予2年（求刑懲役1年）を言い渡したと、男は市販ソフトを改良した独自の競馬予想システムで、100万円を元手にインターネットで馬券の購入を始め、土日に開催される全国の中央競馬のほぼ全レースに賭け続け、2007年から09年までの3年間に、約30億1000万円の払い戻しを受け、一方、約28億7000万円を馬券代に投入し、利益は約1億4000万円であったというニュースでした。

翌5月24日には、TAINS会員からの情報提供により、この大阪地裁判決要旨はTAINSの税法データベースに収録されました。

5月24日に税務会計フォーラムに掲載し、5月30日付のメールニュースNo.112で「今週の判決」とお知らせしたところ、月末までの僅かの期間に「検

索キーワードベスト20」によれば、コード番号Z999-9119とキーワード「競馬」を合わせて、214件ものアクセスがあり、その迅速な反響に驚かされました。

この事件は、被告人が無申告であったことから執行猶予付きの有罪判決でしたが、判決要旨は、外れ馬券の購入代金を雑所得の必要経費として認められた初めての判決として、多くの実務家からは好感をもって受け止められましたが、罰金刑の金額が大幅に減額されたことを不服として大阪地検は、大阪高裁に控訴しています。

2. 吉野工業所事件

本年4月号の解体新書では、開示請求中としてお知らせした相互持合株式に係る平成25年2月28日東京高裁判決（吉野工業所事件）は、税務会計フォーラムで3月15日にお知らせしたとおり、国は控訴せず納税者勝訴が確定しました。

TAINSでは2月28日東京国税局に開示請求を行ったところ、4月10日、高裁判決書が開示され、税法データベースに収録することができました。

一方、国税庁のホームページには、4月2日、財産評価基本通達の一部改正についてのパブリックコメントが掲載され、15通の意見が寄せられたという結果も公示され、5月31日、法令解釈通達の一部改正が行われました。

II 最新裁決

審判所の裁決事例89集の公表

6月24日、国税不服審判所のHPに、平成24年10月～12月分の裁決事例89集22件が公表されました。そのうち全部取消しと一部取消しは17件、棄却は5件でした。検索方法は、下記のとおりです。

【税区分】全範囲 【検索範囲】 裁決

【キーワード】

J89-（前方一致）（法令コード）→22件

III 税務調査手続等に関するFAQ

税務調査手続等に関するFAQは、解体新書本年4月号では、取りあえず全7件中、最初の【共通】というファイルのみ収録したこと、残りは入手次第、順次収録することをお知らせしていたところですが、その後開示され、全7件の収録を完了いたしました。内容は(TAINS会員に配信されているメールニュース速報済み)下記のとおりです。

税務調査等に関するFAQは、国税庁ホームページに（一般納税者向け）と（税理士向け）とがアップされていますが、これとは別の、より詳しい『FAQ（職員用）』を情報公開法により入手し、全7件の収録が完了しました。検索方法と内容は下記のとおり。

【税区分】その他

【検索範囲】通達

【キーワード】

FAQ（全角）→7件（168頁）

【共通】 課税総括課 43頁

【法人課税事務関係】

法人課税課 30頁

【資産課税編】 資産課税課 4頁

【調査課関係】 調査課 44頁

FAQ・実施例（シナリオ）

【個人課税編】 個人課税課 8頁

【間接諸税編】 消費税室 7頁

【酒税編】 酒税課 9頁

※4番目の【調査課関係】には、pdfで23頁のシナリオがリンクされています。

シナリオの内容は下記のとおりです。

(1) 実地の調査

(①) 連結調査 (②) 移転価格)

(2) 調査省略等

(①)行政指導、②外国法人無申告実態確認、③事前確認に係る報告書（年次報告書）の検討)

これらの税務調査に関する情報は、実務家である税理士にとって、非常に貴重な情報です。メールニュースで速報しているとおり①平24.3.16発遣の「税務調査手続等の試行の先行実施について（指示）」から、②平24.9.20発遣の「調査手続等に関する当面の事務実施要領について（指示）」を経て、③平24.11発遣の「FAQ（職員用）」に至るまで、全てマスキングの部分はありませぬ。

膨大な頁数になりますが、国税職員の方々も、これだけの資料に目を通し、新しい制度としての税務調査に関して研修を積み重ねているという事実をおろそかにすることなく、税理士も更なる自己研修を真摯に続けなければこれからの新税務調査に対応することはできません。

税務調査に関する訴訟では、昭和48年7月10日の荒川民商事件最高裁判決がリーディングケースとして、永年にわたり判で押したように引用されてきました。「質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべきである。」

新しい税務調査手続の全体像に向けて、税理士も、調査担当職員も更なる研修の継続によりその具体的な構築が図られることを期待しています。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室へ

03-5496-1416

これまでのご経験と実績。
顧問先の経営改善に、
もっと活かすべきです。
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強カツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

提案型会計事務所へ、
MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

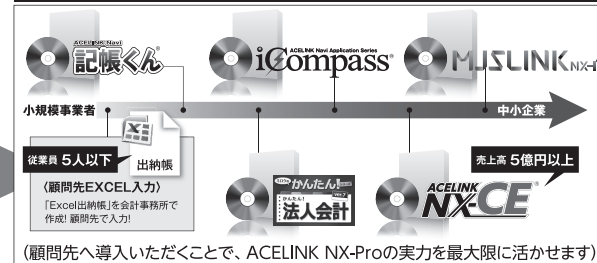
ACELINK
NX-Pro®

●ACELINK NX-Pro、ACELINK Navi記帳くん、iCompass、MJSLINK NX-I、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

経営提案できる会計事務所へ。
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、経営分析-決算予測-資金繰計画-利益計画のPDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かせます)



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789